

新組織の発足後も、上記の取組を通じた事業運営の効率性、保険料収納率、サービス改善等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。

#### (5) 年金福祉施設等について

年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。

### 7 規制改革・民間開放の推進

規制改革・民間開放は、我が国の経済活性化や国民生活の安定・向上を図っていく上で極めて重要であり、民間有識者からなる規制改革・民間開放推進会議と全閣僚により構成される規制改革・民間開放推進本部との連携の下、官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与等に関する規制改革・民間開放を推進する。 )

#### (1) 「市場化テスト」の本格的導入

公共サービスの受け手となる国民の視点に立ち、公共サービスの質の維持向上・コストの削減・要否の仕分け等に資するよう、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を平成18年通常国会に早期に提出する。

#### (2) 官業の民間開放の推進

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、国が直接実施している事務・事業、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人（国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人等）が実施している事務・事業、地方公共団体の事務・事業について、民間委譲（民営化、譲渡）、民間への包括的業務委託又は民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。 )

#### (3) 主要分野の規制改革の推進

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。

特に、規制改革・民間開放推進会議が「横断的重點検討分野」として掲げる、少子化への対応、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・在留、「個別重点検討分野」として掲げる医療、教育、農業・土地住宅分野について、同会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な規制改革を推進する。

#### (4) 規制の評価・見直しの推進

ア RIA（規制影響分析）の導入を積極的に推進する。このため、各府省は引き続きRIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前

評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。

- イ 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、必要な見直しを推進する。また、制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制について、平成18年度中に見直し基準を策定し、見直しを推進する。

## 8 政策評価の改善・充実

政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。）等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。

- ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。
- イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。
- ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。

## 9 公益法人制度改革

公益法人制度の改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。

また、その具体的な内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。

## 10 改革の推進

### （1）「行政改革推進法案（仮称）」の策定

本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を、行政改革担当大臣の下、内閣官房行政改革推進事務局において策定し、平成18年通常国会に提出する。

### （2）推進体制の整備

全閣僚から構成される「推進本部」を設置し、経済財政諮問会議とも連携しつつ、上記の改革の着実な推進とフォローアップを行い、改革を加速する。

### （3）「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」の開催

4（1）ア①(7)のとおり、今後、国の行政機関が行っている事務事業の削減に関し、有識者の知見も活用しながら、行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。このため、「行政減量・効率化有識者会議

(仮称)」を開催し、当該会議に関する事項については、行政改革推進本部長が決定する。

また、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」は、「独立行政法人に関する有識者会議」等の機能を引き継ぐ。

(4) その他

本重要方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱及び16年行革方針等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本重要方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱及び16年行革方針に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。

【別表1】

主務府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性の主な内容		
		組織形態	役職員の身分	事務及び事業
内閣府	駐留軍等労働者労務管理機構	一	一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合</li> <li>・ 組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減</li> </ul>
総務省	情報通信研究機構	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の統合、地方拠点の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減</li> <li>・ 研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化</li> </ul>
財務省	酒類総合研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進</li> <li>・ 鑑評会の業界団体との共催等による実施</li> </ul>
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊教育に関する研究をナショナルセンターとして求められる研究に重点化</li> <li>・ 長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止</li> </ul>
	国立国語研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国語研究事業を基幹的調査研究と喫緊課題対応型調査研究に再編・整理</li> <li>・ 日本語教育事業を国語研究の成果等を活用したものに再編・整理</li> </ul>
	国立美術館	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究事業をコレクションの形成、展覧会の実施等に関するものに特化</li> <li>・ 研修事業の内容を高度で専門的な内容に特化・重点化</li> </ul>
	国立博物館 文化財研究所	統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2法人の事務・事業の一体的実施</li> <li>・ 地方への鑑賞機会の提供を地方巡回展から文化財貸与に重点化</li> </ul>
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などに特化・重点化</li> <li>・ 国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減</li> </ul>

農林水産省	農林水産消費技術センター	統合	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3法人の事務・事業の一体的実施</li> <li>・ 地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営</li> </ul>
	肥飼料検査所			
	農薬検査所			
	種苗管理センター	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止</li> <li>・ 栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化</li> </ul>
	家畜改良センター	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ めん羊、山羊、うさぎの改良・増殖業務について、民間等に移行の上、廃止</li> </ul>
	林木育種センター	森林総合研究所と統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林総合研究所との事務・事業の一体的実施</li> <li>・ 新品種開発等の対象樹種の重点化</li> </ul>
経済産業省	経済産業研究所	—	— (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の任務の明確化及び研究領域の重点化</li> <li>・ 経済産業政策への反映状況に関する客観的評価の実施</li> </ul>
	工業所有権情報・研修館	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化</li> </ul>
	建築研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</li> </ul>
国土交通省	交通安全環境研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化</li> <li>・ リコール関係業務の充実・強化</li> </ul>
	海上技術安全研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</li> </ul>
	電子航法研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</li> </ul>
	航空大学校	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育業務・整備業務・運用業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化</li> </ul>
	環境省	国立環境研究所	—	非公務員化

(注) 設立当初より特定独立行政法人以外の独立行政法人（非公務員型）